

長周新聞

長周新聞社

下関市田中町10番2号
 電話 083(222)9377(代表)
 F A X 083(222)9399
 メールアドレス
 info@chosyu-journal.jp
 振込口座 01540-0-11658
 週3回刊 月々 1500円
 1部 120円 郵送料1ヵ月550円

関西総局
 京都市左京区吉田近衛26
 電話 075(761)3040
 F A X (電話と兼用)

名古屋
 中村区靖国町2-94-12
 電話 052(414)1250
 富山
 富山市大塚 95
 電話 076(434)6887
 岡山
 倉敷市西中新田320-16
 電話 086(425)5927
 沖縄
 浦添市仲間1-2-8-102
 電話 098(878)1805
 岩国
 岩国市三笠町3-8-3
 電話 0827(21)6837
 宇部
 宇部市中尾 1-7-27
 電話 0836(31)2229
 萩
 萩市大字椿東4504 番地
 電話 0838(22)2566

循環器
 (医) 羊
 札幌

補償なき埋立工事は違法

オンライン学習会・上関原発と中電訴訟

明治学院大学名誉教授 熊 本 一 規

中国電力は一九八二年に山口県の下関市東区四代町の東原発建設計画を公表して以来、四〇年余にわたって建設工事ができずにいる。それにもかかわらず、いまだに建設計画を撤回することもせず、今年一月には期限が切れる公有水面埋立免許の延長を申請すると同時に、祝島の漁民がボート調査を妨害しているとして、海上ボート調査を含む公有水面に対する妨害をする行為をしないとして山口地裁君田支部に提訴した。一七日に、漁業権に詳しい明治学院大学名誉教授の熊本一規氏がオンライン学習会で中国電力の訴状のおもな点を紹介し、その誤りをくわしく説明した。以下要旨を紹介する。

海は公共用物である

これまでの経過を簡単に説明すると、二〇二一年の大震災以降は中電の大きな動きはなかったが、二〇一九年の一月ごろからボート調査をやるようになってきた。それに対しては調査が違法であることについて文書でのやりとりを何度もやってきた。また、現場で祝島の漁民が釣りの漁業をやることで調査はできない状態だった。ところが中電は民事調停をやることになった。その一回目



熊本一規氏

の公判が一月五日に開かれたが、驚いたことに中電は「法的な論争は一切なし」といってきて、それで民事調停は終わってしまった。それで法律論はあきらめたのかと思っていたが、一月十三日、民事訴訟を提訴してきた。訴状も出ており、その訴状のおもな点を紹介してそれがまちがっていることをこの報告で説明していきたい。

まず海は公共用物、公共水面といふことだ。海は公共用物といふことはみんな知っていることだ。海では釣りができるとも海水浴もたれも自由にできる。

公共用物の使用には、「自由使用」「許可使用」「特別使用」の三種がある。そのうちの「自由使用」が大原則だ。その他は例外的なものになる。

「許可使用」とは、「一般的に禁止されているような使用」、ほかの人の使用を妨げる恐れがあるような使用だ。たとえば、道路工事は道路の許可使用になる。だれもが道路工事を自由にやっていると、歩行者や車が自由に歩けるようになる。だから道路工事は一般的には禁止されているが、道路工事が必要な場合には、一般的禁止を解除して認める。一般的禁止の解除が許可といふことになる。許可を得て一般的禁止が解除されて使用可能使用になり権利になる。

田ノ浦の海浜に棧橋がある。あの棧橋も海浜の占有許可を申請して占有許可を得てつくっている。

公共用物の管理は、私物の管理とは異なる。目的は

大審院と最高裁の判決

要点は、一が誤りであることを示す大審院判決昭和十五年七月七日の判決がある。その口語訳は以下の通り。

・埋立免許は、これを受けた者にその埋立を条件として埋立地の所有権を取得せしめることを最終の目的とするが、

・埋立免許自体によつて直ちに公共水面の公共用を廃止する効力を生ずるものではなく、埋立免許

された者は、埋立を排他的におこない、土地を造成することのできる地位を取得する。③埋立免許取得者(埋立権者)は、埋立の竣功認可の告示のとき、埋立地の所有権を取得する。④ゆえに、埋立免許に基づく公有水面埋立権は、埋立地所有権の確保を可能にするため、埋立工事の竣功を妨害する者を排除し、あるいは手防する権能を内在させていると解すべきである。

これが埋立権に基づく妨害排除請求の主張だ。①と②はまちがいとまではいえないが、とても誤解を招く表現だ。③は正しい。④は明確に誤りだ。

次に二の占有権に基づく保全請求についての主張。

①埋立免許取得者は、公有水面の一部を占有して埋立工事を施行する権能を付与されるのであるから、占有権に基づく保全を請求できる。埋立工事を施行して埋立地になる海域を埋立区域と呼ぶ。埋立工事を完了する海域は埋立施行区域と呼ぶ。埋立区域は埋立施行区域のなかに含まれる。中電は、埋立施行区域の海域を占有できる、占有して埋立工事を施行することができるのだから、そのなかに入ってきてほかの使用をする人たちが、漁民などに対して、それ



許可が出されても公共水面であることにはかわりはない。水面権が存在し続ける、公共用と相容れない施設は建設しない埋立実施によつて公共用廃止の効力を生ずる。・施設ないし埋立の実行により、漁業権は漸次削減し、さらにはまったく消滅するに至る。

・要するに①埋立免許がなされるに公共水面であることにはかわりはない(漁業権は存続する)。

②漁業権は施設ないし埋立の実行により漸次消滅していき、

腕を組んで警備員や作業員の進入を防ぐ祝島の女性(二〇二二年二月上関町田ノ浦)

田ノ浦の海浜に埋立免許をめぐり抗議(二〇二三年)

会に支払われた。それが今山口県漁協にわたってゐる。なぜ管理委員会に支払われたかという点、温排水による漁業損害を八漁協の共同漁業を営んでいる漁民が受けるが、共同漁業権が損害を受けるというので管理委員会に支払われた。今の埋立施行区域内で漁業を営んでいるのは祝島漁民だけだ。だから今の埋立・調査で補償金を受けると資格があるのは祝島漁民だけだ。

管理委員会に支払われて山口県漁協に預けられていくのも非常に非常におかしい話だが、本来なら委任状をとっておかないとほならない話だ。祝島漁民から祝島漁協が委任状をとって、祝島漁協から管理委員会が委任状をとって、そのうえで共同漁業管理委員会に支払わなければならないが、それがいい。そういう委任状もまったくとらないで管理委員会に支払った。むしろちゃんとした委任状もとらないで、中電は山口県漁協を使つて祝島支店の総会で補償金受けとりを画策したが、受けとりを拒否された。かりに総会で可決した

ならどうなるか。可決するには三分の二以上の同意が必要だ。総会決議は漁協という団体の意思決定ができるので、仮に可決されたら今県漁協が受けることになる。しかし、それから先は本来から自由漁業を営んできたのは各漁民だから、漁協が受けた補償金を漁民が受けとらなければならないといふことになり、かといふとそんなことはない。受けるかどうかは各漁民が判断するようになる。それが法的には正しい。可決されても全員が補償金を受けとらないと埋立はできないといふことになる。これは法的には正しいが、権力は決めたので、総会で可決されることは防いだ方がい。

次に財産権のなかの物権はどのくらいの位置を占めているのかについて以下のような説明があった。

民法には私人の持つ権利のことが紹介してある。財産権は、経済的価値を持つ権利。財産権のなかに物権と債権がある。物権はものを支配する権利で、誰に対しても主張できる。誰に対しても債権は、契約を交わした相手、特定の人に特定の行為を要求するものである権利にすぎない。誰に対しても要求できるのではなく、契約を交わした相手方のみ主張できる権利だ。これが物権と債権の大きな違いだ。物権は物を支配する権利だから、支配が妨害されたら妨害排除請求、妨害防衛請求、返還請求の三つの物権的請求権がある。物権となれば、この強力な主張ができる。今、埋立権と漁業権が対峙しているような状態だが、漁業権が物権、物権の権利であるといふことからも強いことになる。中電の方も埋立権が物権なしの物権の権利であると主張しているのだが、補償金も払わないで埋立事業をやるのは違法なので、妨害排除まで請求できないはずがないといふのが一つ、埋立権は、埋立権が物権であるという規定はまったくないから、物権法定主義にもとづけば物権ではないといふことになる。

漁業権が物権的権利であるといふことは明らかで、争う余地がないから祝島漁民の方が強いといふことになる。

中電が論拠として出してきたのは、運輸省港湾局長が昭和二十一年二月三日に出した通達だ。そのなかに「埋立免許を受けたものは公有水面の一部部分を占有して埋立工事を実施する権能を付与されるのであるから」といふ一文がある。港湾局長が法制局に問い合わせたところによると、港湾局長が通達を出している。この通達だけで、ほかにはなにも証拠になるようなものはない。一片の通達を証拠にしなればならないほど貧弱な証拠で、それだけ彼らの論拠が薄弱だ。しかも、昭和二十一年の通達は、最高裁の田原清判決は昭和二十一年だから、それより三〇年以上前の通達だ。本当は田原清判決が出されて、所有も占有もできないという判決が出た時点で通達は撤回されなければおかしいのだが、その辺も問題にしていきなさい。中電の論拠は薄弱だといふことだ。

争前の弾薬費の込みを想起させる内容になってきた。だが戦争に突き進む前提で大量の弾薬ミサイルを買い込むものとして、弾薬費の四倍化は台湾有事の際、「弾切れ」にならないようにすることを狙っている。弾薬費には、陸上自衛隊の「12式地对艦誘導弾」の射程を百数十キロから二〇〇キロ以上へ延伸する「改良型」の開発費に三三三億八千、早期量産へ向けた費用として九三九億九千を計している。防衛用として開発中の高速滑空弾の研究費に一五八億、量産に向けた費用として三四七億、あて、さらに射程を延伸する「改良型」開発費として二〇〇三億を盛り込むことも明らかになっている。

また従来の魚雷より静粛性を高めた探知しにくい新型魚雷の調達に八六億、大型の長射程ミサイルを保管する弾薬整備に五八億計上する。戦も表面化しており、戦

たらどうなるか。可決するには三分の二以上の同意が必要だ。総会決議は漁協という団体の意思決定ができるので、仮に可決されたら今県漁協が受けることになる。しかし、それから先は本来から自由漁業を営んできたのは各漁民だから、漁協が受けた補償金を漁民が受けとらなければならないといふことになり、かといふとそんなことはない。受けるかどうかは各漁民が判断するようになる。それが法的には正しい。可決されても全員が補償金を受けとらないと埋立はできないといふことになる。これは法的には正しいが、権力は決めたので、総会で可決されることは防いだ方がい。

次に財産権のなかの物権はどのくらいの位置を占めているのかについて以下のような説明があった。

民法には私人の持つ権利のことが紹介してある。財産権は、経済的価値を持つ権利。財産権のなかに物権と債権がある。物権はものを支配する権利で、誰に対しても主張できる。誰に対しても債権は、契約を交わした相手、特定の人に特定の行為を要求するものである権利にすぎない。誰に対しても要求できるのではなく、契約を交わした相手方のみ主張できる権利だ。これが物権と債権の大きな違いだ。物権は物を支配する権利だから、支配が妨害されたら妨害排除請求、妨害防衛請求、返還請求の三つの物権的請求権がある。物権となれば、この強力な主張ができる。今、埋立権と漁業権が対峙しているような状態だが、漁業権が物権、物権の権利であるといふことからも強いことになる。中電の方も埋立権が物権なしの物権の権利であると主張しているのだが、補償金も払わないで埋立事業をやるのは違法なので、妨害排除まで請求できないはずがないといふのが一つ、埋立権は、埋立権が物権であるという規定はまったくないから、物権法定主義にもとづけば物権ではないといふことになる。

争前の弾薬費の込みを想起させる内容になってきた。だが戦争に突き進む前提で大量の弾薬ミサイルを買い込むものとして、弾薬費の四倍化は台湾有事の際、「弾切れ」にならないようにすることを狙っている。弾薬費には、陸上自衛隊の「12式地对艦誘導弾」の射程を百数十キロから二〇〇キロ以上へ延伸する「改良型」の開発費に三三三億八千、早期量産へ向けた費用として九三九億九千を計している。防衛用として開発中の高速滑空弾の研究費に一五八億、量産に向けた費用として三四七億、あて、さらに射程を延伸する「改良型」開発費として二〇〇三億を盛り込むことも明らかになっている。

また従来の魚雷より静粛性を高めた探知しにくい新型魚雷の調達に八六億、大型の長射程ミサイルを保管する弾薬整備に五八億計上する。戦も表面化しており、戦

中南米

クーデターに抗議

ペルー全土で行動続く 無期限ストやデモへ

南米のペルーでは、この夏以来「汚職疑惑」をめぐり、何度も刑事起訴を繰り返して、このなかでカスティージョの陣営のなかであつた層による大統領解任・連捕というクーデターに抗議する。この審議日前の二月七日、カスティージョは議院解散、緊急事態に抗議する。これに対し議会は弾劾決議を採択し、大統領を罷免し、「反逆罪」で逮捕した。大統領には副大統領のボルアルテが就任し「休戦」を呼びかけた。

だがペルーの人民は、音に街頭に出て抗議行動を開始した。彼らは議院解散、総選挙、カスティージョ大統領の釈放を要求し、各地で道路封鎖、地方空港占拠などもおこなわれた。農業組合、農民組合、先住民運動、社会団体、女性団体は抗議のために二月三日から無期限の全国ストに突入した。

カスティージョの大統領就任直後(同年七月)から、寡頭支配層をそと策動した。資本家などの経済団体である全国工業会が指揮をとり、「共産主義を捨てよ」のスローガンのもと、政治的なかく乱をはかった。大統領は、住民とともに抗議の反乱に立ち上がったことを宣言すると、たかひに立ち上るよう訴えた。

これに対し国防相は二月四日に非常事態令を発令する。軍に予備隊を投入し、抗議行動を認め、抗議行動への攻撃を強めた。また市民の移動と集会の自由を制限し、令状なしの個人宅捜索などをうち出した。警官隊は、テマ隊に対して銃撃を加えており、一七四段階、二〇人の死者が出ている。

中南米諸国もクーデターを非難

また一日には、裁判所は「反乱」と「陰謀」についての公判前拘留を二八カ月とすることを決定した。

これに対して人民団体は「もううたぐさんだ」と怒りの声をあげている。また多数の死傷者が出ているなかで責任をとるとして二月六日、教育相と文化相が辞任した。

また多くの知事や市長がカスティージョにかわつて大統領に就任したボルアルテの辞任、総選挙の実施を訴えている。これに対し政府は、反政府デモを「扇動」したとして地方行政府の五人の首長を解任した。また九



ペルーでクーデター抗議の行動。カスティージョ大統領の釈放、早期総選挙などを要求し街頭に出る行動(二四日)

人の首長の「辞任」を発表した。ペルー人民は、血の弾圧にひるまず、非常事態令を無視して抗議行動を続けている。カスティージョは獄中から手紙を書いて発表し「ペルーの寡頭支配者たちは、何百万人もの貧しい人々、黒人、先住民によって選ばれた、田舎の学校の教員、農民運動の指導者の就任を受け入れようとしたが、私には、それほどの深刻な虚勢が対し、国家警察と軍隊に対し、人民の流血を止めるために武器を放棄するよう要請する」と訴えている。

ペルーでの事態に対し中南米カリブ海諸国の左派指導者はクーデターを非難し、カスティージョ大統領の釈放を要求している。

国際通信

また一日には、裁判所は「反乱」と「陰謀」についての公判前拘留を二八カ月とすることを決定した。

これに対して人民団体は「もううたぐさんだ」と怒りの声をあげている。また多数の死傷者が出ているなかで責任をとるとして二月六日、教育相と文化相が辞任した。

また多くの知事や市長がカスティージョにかわつて大統領に就任したボルアルテの辞任、総選挙の実施を訴えている。これに対し政府は、反政府デモを「扇動」したとして地方行政府の五人の首長を解任した。また九